



塚口本店：尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL 06-6429-1301
 塚口支店：尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL 06-6940-6421
 川西支店：川西市栄根 2-6-37 /TEL 072-767-7770
 西宮支店：西宮市甲風園 1-10-8 /TEL 0798-78-7677
 岡場支店：神戸市北区有野中町 2-17-2 /TEL 078-982-4119



令和 7 年度税制改正大綱 修正案の可決

令和 7 年 3 月に、令和 7 年度の税制改正大綱の修正案が可決されました。
 今回は、個人所得税のうち、「基礎控除」と「給与所得控除」について詳しくご紹介します。

基礎控除

I. 基礎控除額の引き上げ

所得税の基礎控除額が 48 万円から **58 万円**に **10 万円**引き上げられます。

【対象者】合計所得金額 2,350 万円以下の方

II. 基礎控除の上乗せ特例

3 月に可決された修正案では、当初の税制改正法案（①）に加えて年収に応じて基礎控除を上乗せする「**基礎控除の特例**」が創設されました。

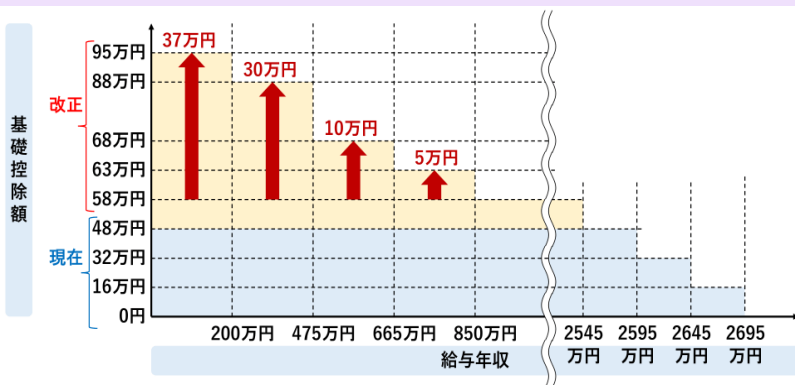
- ①合計所得金額 1 3 2 万円以下 →基礎控除 5 8 万円＋加算 3 7 万円＝**9 5 万円**
 ②合計所得金額 1 3 2 万円超 3 3 6 万円以下 →基礎控除 5 8 万円＋加算 3 0 万円＝**8 8 万円**
 ③合計所得金額 3 3 6 万円超 4 8 9 万円以下 →基礎控除 5 8 万円＋加算 1 0 万円＝**6 8 万円**
 ④合計所得金額 4 8 9 万円超 6 5 5 万円以下 →基礎控除 5 8 万円＋加算 5 万円＝**6 3 万円**

注意

①の加算は恒久措置となりますが、②③④の加算は**令和 7 年、令和 8 年分の時限措置**となります。

②③④に該当する方は**令和 9 年分以後は加算がなくなり、基礎控除は 5 8 万円**となります。

また、基礎控除の引き上げ及び基礎控除の特例は所得税のみで、個人住民税を計算する際の基礎控除は改正されていません。そのため、個人住民税に対する減税効果はありません。



給与所得控除

☆最低保障額の引き上げ

給与所得控除の最低保障金額が 55 万円から **65 万円**に **10 万円**引き上げられます。

これにより、給与収入 190 万円以下までの方は 65 万円の控除を受けることができ、控除額が増加します。
 今回の改正は最低保障の引き上げであって、給与所得控除の全体が 10 万円引き上げられるわけではありません。

〇〇の壁は…？

壁	110 万円の壁	123 万円の壁	150 万円の壁	160 万円の壁	200 万円の壁
改正前	100 万円	103 万円	103 万円	103・150 万	(新設)
影響	住民税が非課税でなくなります。 (所得 45 万円＋給与所得控除 65 万円＝110 万円)	扶養から外れる壁 です。 扶養控除を受けられなくなり、税金負担が 8～33 万円程度増えて手取り額が減ってしまいます。	大学生(19～22 歳の扶養家族)の場合、実質的に扶養から外れる壁です。150 万円を超えると、扶養控除が段階的に減る「 特定親族特別控除 」も新設されます。	所得税がかかる壁 (+57 万円)と配偶者特別控除が減る壁 (+10 万円)です。	新たにできる年収の壁です。 年収 200 万円以下の場合、恒久的に基礎控除が 95 万円 になります。

※上記の「税金に関する壁」とは別に、「社会保険の扶養に関する壁」も存在しますので、ご注意ください。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：倉橋)